

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施すること
について通知がありました。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値図化（地図情報レベル一〇〇〇））
- 二 測量の地域 御所市檜原ほか
- 三 測量の期間 令和三年五月十七日から同年九月三十日まで